

青森市条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る一定の資格要件を満たした者によって行われる一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付き一般競争入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が500万円以上の建設工事及び市長が必要と認める建設工事とする。ただし、条件付き一般競争入札に適さないと市長が認める建設工事は除く。

(入札参加資格)

第3条 条件付き一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 対象工事に対応する工種について、建設業法第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- (3) 青森市財務規則（平成17年青森市規則第63号。以下「財務規則」という。）第102条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号。以下「参加資格規則」という。）第5条の規定により、建設工事について競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
- (5) 参加資格規則第9条第2項各号に規定する等級にそれぞれ格付されている者であること。
- (6) 直近に受けた建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間が経過していないこと。
- (7) 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされ、更正手続開始決定後の経営事項審査を受けていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の経営事項審査を受けていること。
- (10) その他市長が入札を適正かつ合理的に行うため必要があると認めた資格を有する者であること。

2 市長は、前項において定めるもののほか、次に掲げる事項のうち必要と認めるものを入札参加資格として定めることができる。

- (1) 建設業法第3条に規定する営業所の所在地に関する事項
- (2) 業種及び等級の格付に関する事項
- (3) 市が発注する建設工事の手持ち工事件数に関する事項
- (4) 設計図書の供覧に関する事項
- (5) 配置予定技術者の資格又は施工経験に関する事項
- (6) 特定建設業の許可に関する事項
- (7) 同種又は類似工事の施工実績に関する事項
- (8) 建設業法第27条の2第1項に規定する総合評定値に関する事項
- (9) 共同企業体の構成員及び結成に関する事項

(公告)

第4条 市長は、財務規則第103条の規定による公告（以下「公告」という。）を対象工事について行い、その周知を図るものとする。

(入札参加申請)

第5条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号。以下「申請書等」という。）を公告に定める提出期間及び方法により市長に提出しなければならない。

(特定建設工事共同企業体における入札参加資格申請及び審査の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、入札参加希望者が特定建設工事共同企業体（以下、「JV」という。）であるときは、申請書のほか、次の各号に掲げる書類を公告に定める提出期限及び方法により市長に提出しなければならない。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書
- (2) 建設工事共同企業体協定書
- (3) 委任状
- (4) 共同企業体等経営規模総括表
- (5) 総合評定値通知書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に定める書類を受理したときは、入札参加資格のうち、JVの結成に係る要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、当該要件を満たしているJVを入札に参加させるものとし、当該JVの代表者に対し、当該審査の結果を通知するものとする。

3 前項の規定により、JVの結成に係る要件を満たしていないと認められたJVの代表者は、市長に対し、その理由について書面により説明を求めることができる。

第7条 市長は、前条第2項の規定により、JVの結成に係る要件を満たしていると認めた者（以下「入札参加資格者」という。）が入札締切日時までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 申請書等に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、条件付き一般競争入札に参加させることが著しく不相当であると認められるとき

（設計図書の貸与等）

第8条 対象工事の設計図書は、閲覧、貸与又は配付のいずれかの方法により供覧するものとする。

- 2 市長は、前項の供覧に代えて、設計図書の販売を行うことができる。
- 3 入札参加希望者で、設計図書の貸与、配付又は販売を受けようとする者は、設計図書受領予約兼受領書（様式第2号）を提出期限日までに、ファクシミリにより市長に申し込まなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、電子入札案件に係る閲覧及び配付に関する事項は別に定める。
- 5 前4項に定めるもののほか、設計図書の貸与等に関し必要な事項は、公告に定めるものとする。

（質疑応答）

第9条 入札参加希望者のうち、当該入札の設計図書に関して質疑がある者は、質疑書（様式第3号）を質疑書受付期限までに、ファクシミリにより市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の質疑書を受領したときは、質疑回答書（様式第4号）により、質疑回答期限までに入札参加希望者が確認できる方法により回答を公表するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、電子入札案件の質疑回答に関する事項は別に定める。
- 4 前3項に定めるもののほか、質疑応答に関し必要な事項は、公告に定めるものとする。

（入札の執行）

第10条 入札の執行回数は1回とし、落札者がいないときは、入札を不調とする。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（青森市最低制限価格制度要綱（平成17年4月1日実施。以下「最低制限価格要綱」という。）第3条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、2回に限り再度入札を行うことができる。

- 2 再度入札を行う場合は、市長は直ちに不調となった入札のうち、最低の価格（最低制限価格要綱第3条の規定により設定する最低制限価格未満の価格の入札があった場合にあっては、予定価格を超えた入札のうち最低の価格及び最低制限価格未満の入札のうち最高の価格）を記載した再度入札通知書（様式第5号）により通知するものと

する。ただし、電子入札案件については、別に定める。

(落札者の決定保留)

第11条 市長は、開札後、落札者の決定を一時保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（青森市低入札価格調査制度要綱（平成23年7月26日実施。以下「低入札価格調査制度要綱」という。）の規定により失格又は失格とみなされた者及び最低制限価格要綱の規定により失格となった者を除く。以下「落札候補者」という。）から順に入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行ったうえで落札者を決定するものとする。

2 前項の規定により、落札者の決定を保留したときは、当該入札参加者に対して、落札者の決定を保留した旨を保留通知書（様式第6号）により通知するとともに、落札候補者に対し、落札候補者となった旨を落札候補者決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。ただし、電子入札案件については、別に定める。

(入札参加資格審査書類の提出)

第12条 市長は、前条に規定する資格審査を行うため、競争参加資格確認申請書（様式第8号）のほか、次に掲げる書類のうち公告で指定する書類の提出を求めるものとする。

ただし、第6条の規定により、既に提出済みのものがある場合はこの限りでない。

- (1) 建設業許可通知書の写し
- (2) 契約締結日において有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- (3) 配置予定技術者調書（様式第9号）
- (4) 施工実績調書（様式第10号）
- (5) その他資格確認のため必要な資料

2 前項の書類は、提出の指示を行った日の翌日から起算して2日目の日（青森市の休日に関する条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。）までに提出させるものとする。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第13条 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が、当該要件を満たしているときは、落札者として決定するものとする。

2 前項の審査において、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないときは、当該落札候補者を無効とした上で、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（低入札価格調査制度要綱の規定により失格又は失格とみなされた者及び最低制限価格制度要綱の規定により失格となった者を除く。）から順に審査を行い、当該要件を満たす者があるまで行うものとする。

3 第1項に規定する審査は、原則として前条第3項に定める入札参加資格審査書

類の提出期限となる日から起算して2日（休日を除く）以内に行うものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による審査において資格を有すると認められた者の入札金額が、低入札価格調査制度要綱第4条に定める調査基準価格に満たない場合は、落札を保留し、低入札価格調査制度要綱第13条の規定に基づき、落札者の決定を行う。

5 低入札価格調査制度要綱第13条第1項における次順位者が調査基準価格に満たない入札者であった場合には、第1項から第4項の規定の例により、落札者を決定する。

（落札者への通知等）

第14条 市長は、落札候補者を落札者として決定したときは、当該落札候補者に対し、その旨を通知するとともに、当該入札結果を公表するものとする。

2 市長は、落札候補者となった者が前条の審査において、入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に条件付き一般競争入札参加資格無資格理由通知書（様式第11号。以下「無資格理由通知書」という。）により、その旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、市長に対し、その理由について書面により説明を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、速やかに書面により回答するものとする。

（その他）

第15条 条件付き一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成21年11月9日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要領は、平成23年7月26日から実施する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の青森市条件付き一般競争入札実施要領の規定は、この要領の実施の日以後に公告を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成23年12月22日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要領は、平成24年4月17日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の青森市条件付き一般競争入札実施要領及び青森市予定価格の事後公表に関する試行要領の規定は、この要領の実施の日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成27年2月25日から実施する。

条件付き一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

青森市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

平成 年 月 日付けで入札公告のありました下記工事に係る入札に参加を希望しますので申請します。

なお、この申請書のすべての記載事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 入札番号 第 号
- 2 開札日 平成 年 月 日
- 3 工事名

【担当者連絡先】

氏名

TEL

FAX

業者番号

電子入札システムにより提出する場合は押印不要です。

設計図書受領予約兼受領書

平成 年 月 日

青森市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

下記工事に係る設計図書の貸与を希望します。

記

- 1 入札番号 第 号
- 2 開札日 平成 年 月 日
- 3 工事名
- 4 受領希望日 平成 年 月 日

※設計図書の受領は月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から
午後5時までとする。

【担当者連絡先】

氏名

TEL

FAX

上記の設計図書を受領しました。なお、設計図書の滅失、損傷等につき一切の責任を負い、返還することを約します。

受領日 平成 年 月 日

受領者氏名

印

※この用紙を持参のうえ、受領すること。

質 疑 書

平成 年 月 日

青森市長 様

入札番号 _____

工事名 _____

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

質 疑 番 号	図 面 番 号	質 疑 事 項

質 疑 回 答 書

平成 年 月 日

様

青 森 市 長
（公印省略）

下記の入札に係る質疑について回答いたします。

入札番号 _____

工事名 _____

質 疑 番 号	図 面 番 号	質 疑 事 項	回 答

担当課： _____ 電話： _____

平成 年 月 日

様

青 森 市 長
(公印省略)

再度入札通知書

平成 年 月 日に執行した下記工事の入札については、いずれの入札書も予定価格の制限の範囲内の価格、かつ、青森市最低制限価格制度要綱第3条の規定により設定する最低制限価格以上の価格の入札がなかったため、再度入札を行うこととします。

記

- 1 入札番号 第 号
- 2 工事名
- 3 前回入札価格 ①予定価格を超えた入札のうち最低の価格
円（税抜）
②最低制限価格未満の入札のうち最高の価格
円（税抜）
- 4 入札書郵送開始日 平成 年 月 日
- 5 入札書到着期限 平成 年 月 日
- 6 入札（開札）日時 平成 年 月 日 時 分
- 7 その他 入札書郵送開始日、入札書到着期限、入札（開札）日時以外の工事内容、条件等については、公告済みの内容に変更はありません。

平成 年 月 日

青森市長
（公印省略）

保留通知書

平成 年 月 日に執行した下記工事の入札について、落札者の決定を保留する旨通知致します。

記

- 1 入札番号 第 号
- 2 工事名
- 3 入札執行回数
- 4 理由

平成 年 月 日

青森市長
（公印省略）

落札候補者決定通知書

平成 年 月 日に執行した下記工事の入札について、貴社を落札候補者とし資格審査を行いますので、平成 年 月 日までに競争参加資格確認申請書その他必要書類を提出してください。

記

- 1 入札番号 第 号
- 2 工事名
- 3 入札金額

平成 年 月 日

競争参加資格確認申請書

青森市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

（担当者名

電話

印

）

さきに入札のあった下記の建設工事に係る入札参加資格確認について、関係書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び提出書類のすべての記載事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 入札番号 第 号
- 2 工事名
- 3 開札日 平成 年 月 日
- 4 提出書類（該当する書類等を○で囲んでください。）

- (1) 建設業許可通知書の写し
- (2) 契約締結日において有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- (3) 配置予定技術者調書
- (4) 施工実績調書
- (5) その他（)

※ 本確認申請書の提出にあたっては、代表者（年間委任状を提出している場合は受任者）の方の記名押印が必要です。ただし、電子入札システムにより提出する場合は押印不要です。

配置予定技術者調書

平成 年 月 日

商号又は名称 _____

区 分	主任技術者・監理技術者 ※1	現場代理人	
氏 名			
法資格 に・免許 による	名 称		
	登録番号		
実務経験 ※2	年 月		
雇用(入社)年月日	(注 3か月以上の者であること) ※3 年 月 日 雇用	年 月 日 雇用	
工 事 経 験 ※4	工 事 名		
	発 注 者 名		
	施 工 場 所	(都道府縣市町村名)	(都道府縣市町村名)
	請 負 金 額 (税 込)	円	円
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	工 事 概 要		

- ※ 1 区分欄は主任技術者・監理技術者のいずれか該当する方を丸で囲むこと。
- ※ 2 実務経験者の場合は、実務経験年数を記入すること。
- ※ 3 主任技術者及び監理技術者は、調書の提出時点で3か月以上の直接的雇用関係がある者であること。
- ※ 4 工事経験欄は、入札参加資格として設定している場合において、完成済みでかつ契約金額の大きい官公庁発注工事を優先的に記載すること。

施 工 実 績 調 書

平成 年 月 日

商号又は名称

工 事 名	
発 注 者 名	
施 工 場 所	
請 負 金 額 (税 込)	円 ※共同企業体受注の場合、出資額であん分した額
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要	

注) 1 施工実績は1件あれば可とします。

注) 2 青森市発注以外の工事については、当該工事に係る次のいずれかの書類を添付してください。

- ①工事請負契約書の写し等、施工実績を確認することができる書類
- ②CORINSの竣工時工事カルテの写し
- ③発注者が施工実績を証明する書類又は写し

条件付き一般競争入札参加資格無資格理由通知書

平成 年 月 日

様

青森市長
(公印省略)

平成 年 月 日付で競争参加資格確認申請がありました下記工事について、条件付き一般競争入札参加資格を有していないことを通知します。

記

入札番号	
開札日	年 月 日
工事名	
資格を有していない理由	

注) 入札参加資格がないと認められた方は、市長に対して書面により説明を求められます。

書面による説明を求める場合は、平成 年 月 日() 時までに、青森市総務部契約課へその旨を記載した書面(任意様式)を提出してください。